

## ○理工情報生命学術院における学位論文審査細則

〔 令和 2 年 4 月 1 4 日 〕  
理工情報生命学術院部局細則第 1 7 号

改正 令和 3 年度理工情報生命学術院部局細則第 3 号

### 理工情報生命学術院における学位論文審査細則

(趣旨)

第 1 条 この部局細則は、学位論文審査委員会に関する法人細則(平成 1 6 年法人細則第 2 1 号。以下「法人細則」という。)第 8 条の規定に基づき、理工情報生命学術院(以下「本学術院」という。)の学術院運営委員会(以下「学術院運営委員会」という。)に置かれる学位論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)における論文審査等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(課程の修了に係る学位論文等の審査の願出)

第 2 条 筑波大学学位規程(平成 1 6 年法人規程第 4 8 号。以下「学位規程」という。)第 4 条第 1 項の規定による修士の学位の授与に係る学位論文等の審査の願出(同条第 2 項により準用する場合を含む。)ができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 博士前期課程に 2 年以上在学した者又は在学見込みの者
- (2) 筑波大学大学院学則に基づく理工情報生命学術院細則(令和 2 年理工情報生命学術院部局細則第 8 号。以下「学術院細則」という。)第 1 7 条第 4 項に規定する単位を修得した者又は修得見込みの者

2 前項第 1 号の規定は、学術院細則第 1 7 条第 1 項ただし書を適用する場合にあっては、博士前期課程に 1 年以上在学した者又は在学見込みの者とする。

第 3 条 学位規程第 5 条の規定による博士の学位の授与に係る学位論文の審査の願出ができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 次に掲げる課程の区分に応じ、当該区分に定める年数以上在学した者又は在学見込みの者
  - ア 一貫制博士課程 5 年(第 3 年次編入学者にあっては 3 年。)
  - イ 博士後期課程 3 年
- (2) 学術院細則第 1 7 条第 4 項に規定する単位を修得した者又は修得見込みの者
- (3) 第 6 条に規定する予備審査に合格した者

2 前項第 1 号アに規定する年数は、学術院細則第 1 7 条第 2 項ただし書を適用する場合にあっては 3 年(第 3 年次編入学者にあっては 1 年。ただし、2 年未満の在学期間をもって修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程(次条において「修士課程等」という。)を修了した者にあっては、当該在学期間を含めて 3 年)とする。

3 前項第 1 号イに規定する年数は、学術院細則第 1 7 条第 3 項ただし書を適用する場合にあっては 1 年(2 年未満の在学期間をもって修士課程等を修了した者にあっては、当該在学期間を含めて 3 年)とする。

(一貫制博士課程における修士の学位に係る学位論文の審査の願出)

第 4 条 学位規程第 6 条の規定による修士の学位の授与に係る学位論文等の審査の願出ができる

者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 一貫制博士課程（医学の課程を除く。）に2年以上在学した者又は在学見込みの者（第3年次編入学者を除く。）
- (2) 学術院細則第18条に規定する要件として定める単位を修得した者又は修得見込みの者

（論文博士の申請）

第5条 学位規程第7条の規定により、同規程第2条第4項の規定による博士の学位（本条及び第10条において「論文博士」という。）の授与を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第6条に規定する予備審査に合格した者とする。

- (1) 本学術院の一貫制博士課程又は博士後期課程に修業年限以上在学し、学術院細則第17条第4項に規定する単位を修得して退学した者
- (2) 大学（本学術院に関わりの深い分野の専攻に限る。次項において同じ。）を卒業後、7年以上の研究歴を有する者
- (3) 学術院運営委員会で、前2号の一を満たす者と同等以上の学力と研究歴を有すると認められた者

2 前項第2号の規定により、学術院運営委員会が大学を卒業後、7年以上の研究歴を有する者と同等以上の優れた研究業績があると認めた者については、大学卒業後の研究歴を5年まで短縮することができるものとする。

（予備審査）

第6条 第3条及び第5条の規定により学位論文の審査を願い出ようとする者は、事前に予備審査に合格しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、予備審査に関し必要な事項は、別に定める。

（学位論文）

第7条 学位論文は単著とし、日本語又は英語で記述されたものとする。

（論文審査等の手続）

第8条 学術院長は、学位規程第4条から第6条の規定による審査の願出があったときは、学術院運営委員会に学位論文の受理の可否を付議するものとする。

2 学術院長は、前項の規定により学術院運営委員会が受理を承認した場合又は学位規程第7条第2項の規定により学長から回付されたときは、審査委員会を設置し、論文審査等を付託するものとする。

3 学位規程第10条第3項に規定する学位論文等の審査の願出を受理した日は、前項の規定により当該学位論文等の審査委員会が設置された日とする。

（審査委員会の組織）

第9条 審査委員会の委員は、学位論文審査委員会に関する法人細則（平成16年法人細則第21号）第3条に規定するもののほか、次の各号によるものとする。

- (1) 第2条及び第4条の規定による審査委員会は、主査1名、副査2名以上とし、第3条及び第5条の規定による審査委員会は主査1名、副査3名以上の構成とする。ただし、審査委員会には、当該研究群、専攻の学内専任教員を1名以上含むものとし、必要がある場合には、筑波大学大学院の他の研究群、専攻、他大学の大学院又は他の研究所等の教員等を副査として

加えることができる。

- (2) 主査は、本学術院の当該研究群、専攻を担当する研究指導の認定を受けた教員とする。
- (3) 副査のうち2名以上は、本学術院の大学院担当教員とする。

(論文博士に係る学力の確認)

第10条 第5条第1号に該当する者が、当該退学後3年以内に学位規程第7条第1項に規定する申請を行った場合には、当該申請に係る学位規程第11条第2項に規定する学力の確認を免除することができる。

2 学位規程第7条第1項に規定する申請を行った者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申請者の学歴及び研究歴等の学力を証明する資料の確認をもって、学位規程第11条第2項に規定する学力の確認の一部又は全部に代えることができる。

- (1) 大学の専任の教員又はこれに準ずる教育研究機関の職員として本学術院に関わりの深い分野の研究に従事している者で、大学院博士課程の授業を担当しているもの
- (2) 本学又は他大学の大学院に修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学したもの
- (3) 本学及び他大学の大学院を担当する教授、准教授、講師、助教
- (4) 大学の教員、研究員で第3号に準ずるもの
- (5) 大学を卒業後7年以上研究に従事し、研究者として認められるもの

(雑則)

第11条 この部局細則に定めるもののほか、審査委員会における論文審査等の実施に関し必要な事項は、学術院運営委員会が別に定める。

附 則

この部局細則は、令和2年4月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (令3.10.25理工情報生命学術院部局細則3号)

この部局細則は、令和3年10月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。